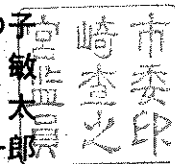




宮 監 公 表 第 2 8 号
令 和 4 年 4 月 2 6 日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

河 野 まつ子
荒 木 敏
森 太
黒 木 恒一郎



定期監査措置状況の公表について

令和3年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
地域振興部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり



(報告様式1)

令和3年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和3年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：地域振興部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
【指摘事項】 (市民課) ①令和2年度の宮崎市マイナンバーカード等裏書印字システム機器保守業務委託に係る契約保証金について、免除事由として受託者が提出する委託業務・工事履行届は、過去2カ年の間に委託業務・工事を完了したものを記載すべきところ、過去2カ年より前に完了した案件が記載されたものを受理し、免除事由を確認しないまま契約保証金を免除していた。 (文化・市民活動課) ①令和2年度の宮崎市美術展開催業務委託について、予定価格は設計金額と同額とすべきところ、設計金額を下回る金額で設定していた。 ②令和2年度の消耗品購入について、執行伺書の決裁日より前に見積書を徴し、契約を締結しているものがあつた(3件)。 ・執行伺書決裁日：令和2年 7月14日 見積日：令和2年 7月13日 ・執行伺書決裁日：令和2年 7月22日 見積日：令和2年 7月20日 ・執行伺書決裁日：令和2年10月28日 見積日：令和2年10月22日 ③行政財産の目的外使用許可について、次のような不備があつた。 ア 令和2年度及び令和3年度の自動販売機に係る行政財産目的外使用許可について、添付書類からは申請書に記載された使用面積が正しいか確認できないにもかかわらず、申請書に記載された使用面積で使用料を徴収していた。 ・令和2年度 12件中6件 ・令和3年度 12件中6件	(市民課) ①業者とは過去2カ年、本課との契約実績があり、契約の免除理由を実質満たしていたが、委託契約・工事履行届の記載の確認が不十分であつたため、今後は記載すべき契約実績が適切に記載されているか、複数の職員での確認を徹底することにより、適正な処理を行う。 (文化・市民活動課) ①今後は職員の業務に対する理解を深めるとともに、決裁者による確認を徹底し、適正な事務処理に努める。 ②起案した職員に誤りを指摘する際には、ルールの主旨を丁寧に指導するとともに、決裁時にチェック機能が働くよう、誤りの事例については、課内職員全員で共有していく。 なお、令和3年度における消耗品の購入について再調査したところ、同様の事例は不存在であつた。 ③ ア「宮崎市行政財産使用料条例第2条第2項第2号に規定する自動販売機設置の設置面積の求め方について(伺い定め)」において、面積の求め方が統一された(R4.3.3)ため、各申請団体に対して面積の求め方を周

イ 令和3年度の宮崎市福祉文化公園に係る使用料について、イベント用のぼりについては、旗ざお（祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの）の金額で算定すべきところ、土地の使用面積により算定し徴収していた。

【正】18円×50本×1日＝900円

【誤】37,734円/㎡×5/100×0.1225㎡×50本
×110/100÷365日＝34円⇒100円

【差額】800円

ウ 令和2年度及び令和3年度の宮崎市民プラザ及び宮崎市民文化ホールにおける携帯電話基地局等の設置に係る使用料について、添付書類からは正しい算定額が算出できないにもかかわらず、課において設定した算定方法により使用料を算定し徴収していた。

知のうえ、添付書類の提出を依頼した。

また、申請書類に記載された面積の整合性が確認できるよう、職員でも自動販売機の実寸を計測した。

イ 使用料の算定誤り内容について相手方に説明を行い、差額の800円については令和4年3月7日付で納付書を作成し、納入を依頼した。

今後は事務担当者、決裁者ともに、根拠となる行政財産使用料条例及び道路占用料条例の確認を徹底し、適正な事務処理に努める。

ウ 携帯電話基地局の設置に係る使用料算定については、庁内における統一された算定方法が示されていないため、国の通知内容を踏まえた本課の考え方を整理し、財産管理を統括する管財課へ提案した（R4.3.10）。

今後は、庁内において統一される算定方法に基づき、適正な算定を行う。

令和4年3月22日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

